

平成30年10月31日（水）
愛知県民文化部県民生活課
消費生活相談グループ
担当 近藤、平田
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 平成30年10月号（No. 363）＞

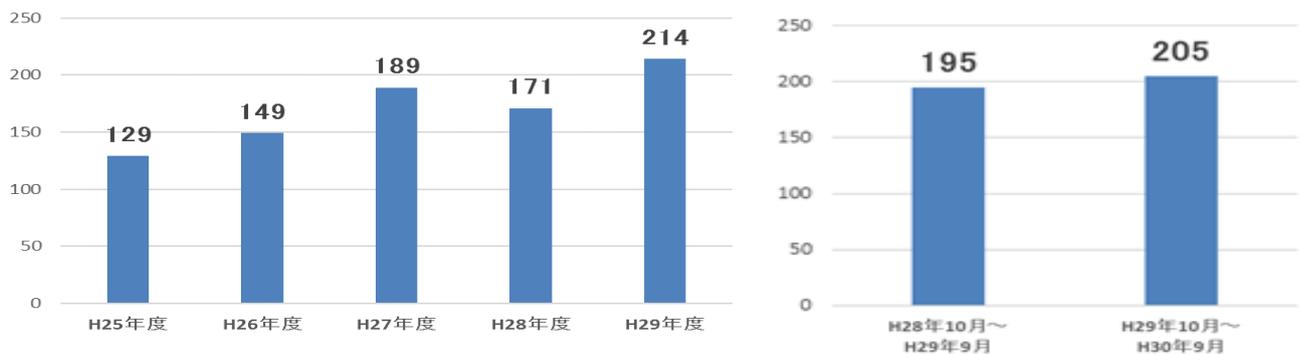
スポーツジム等の契約トラブルに注意！

～解約に関する相談が多く寄せられています、契約は慎重に～

- 愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、**スポーツジム等※**の契約に関する相談は、増加傾向にあり、直近の1年間（平成29年10月から平成30年9月まで）においても、205件と前年同期を上回り、高止まりの状況にあります（下図参照）。
- 「事業者に急かされて契約したが、体調を崩し通えなくなったので解約したい。クーリング・オフができるのか」、「退会を申し出たら、一旦納めた受講料は返金できないと言われた」等の相談が寄せられています。
- 消費者が、契約内容や解約条件を十分に理解しないまま、契約をしてしまう事例が多く見受けられます。契約書面や規約は必ず読み、内容を確認した上で、契約は慎重にしましょう。
- 不安や疑問に思ったり、契約トラブルに遭った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

※スポーツジムやフィットネスクラブ、ヨガ教室、体操教室など、トレーニングジム・スタジオ等の運動施設を有し、インストラクターなどの指導員を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニングの機会を提供する事業所

○ スポーツジム等の契約に関する相談件数 （単位：件）



愛知県及び市町村の消費生活相談窓口が、平成30年10月17日時点のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談のうち、スポーツジム等の契約に関する相談のデータを集計しています。

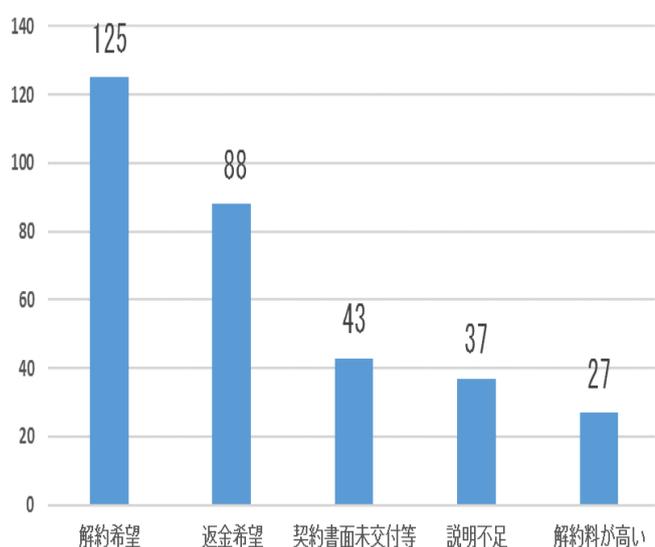
スポーツジム等の契約に関する相談概要とアドバイス

＜データ及び最近の事例から＞

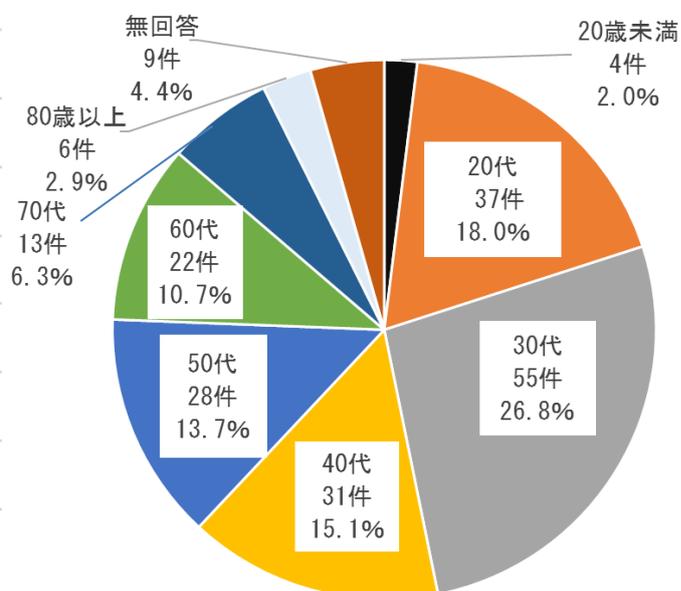
☆ 直近1年間（平成29年10月から平成30年9月まで）に寄せられたスポーツジム等の契約に関する相談（205件）について内容別にみると、「解約希望」が125件と最も多く、次いで「返金希望」が88件と解約を巡るトラブルの相談が上位に入っています。

☆ 契約当事者を年代別にみると、30代が55件（26.8%）と最も多く、次いで20代の37件（18.0%）、40代の31件（15.1%）の順となっています。また性別では、女性が164件と全体の8割を占めています。

○ 相談内容別上位5種（重複計上）（単位：件）



○ 契約当事者の年代別



◆ 契約当事者の性別

①男性：40件（19.5%） ②女性：164件（80.0%） ③その他：1件（0.5%）

◆ 既支払額

平均：83,000円 最高額：900,000円

◆ 県・市町村窓口別

①県窓口：42件 ②市町村窓口：163件



【あいち暮らしWEBキャラクター ピッピー】



愛知県内の消費生活相談窓口寄せられた相談事例

◎ホットヨガの契約をしたが、体調を崩したためやめたい。クーリング・オフ希望。
 <契約者：40代女性>

インターネットで見つけたホットヨガ。体験後、「今、この場で契約すれば、2か月分の会費が無料となる」と、契約を急かされたため、つい契約してしまった。その後、すぐに体調を崩して通えなくなったので解約を申し出たら、「解約金が必要」と言われた。契約書面にはクーリング・オフの記載はないが、エステのようにクーリング・オフできないか。

(助言) 受けているサービスの内容を確認したところ、施術を伴うエステティックとは異なることが判明。特定商取引法に定める特定継続的役務には該当せず、クーリング・オフの適用はないことを説明。解約に当たっては、原則、規約に従うことになる旨を助言した。

◎娘の通っている空手教室に退会を申し出たが、「一旦納めた受講料は返せない」と言われた。返金希望。
 <契約者：40代女性>

娘が通っている近所の空手教室。受講料は3か月ごとの前払いとなっていた。最近、娘がやめたいと言うので、教室に退会と未受講分の受講料の返金を申し出たところ、「店長が認めない限り返金はいできない」と言われた。返金してほしい。

(助言) 返金については、原則、規約に従うことになる。センターで規約を確認したところ、「納入後の受講料は原則返金しません。但し、転勤・転居・病気により、店長が受講不可能と認めた場合は、残金をお返しします」とあった。相談者に当該条件を伝えた上で、最終的には店長判断となるが、娘さんがやめたい理由を具体的に店側に伝え、話し合ってみてはどうかと助言した。

トラブルを防ぐアドバイス

1 スポーツジム等は、クーリング・オフが適用されません。契約は慎重に！

スポーツジム等は、特定商取引法に定める特定継続的役務※には該当しないため、法令上のクーリング・オフ制度は適用されません。契約を急かされても、十分検討し、安易に契約しないようにしましょう。

※現時点では、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7つのサービスが特定継続的役務とされています。

2 契約の際には、規約等を必ず読み、解約条件等をしっかり確認しましょう！

スポーツジム等の契約において、解約を巡るトラブルが多発しています。契約の際には、契約書面や規約に記載された解約条件等を十分確認しましょう。また、規約等が渡されない場合は、事業者へ書面交付を依頼しましょう。

3 不安や疑問に思ったり、契約トラブルに遭った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう！

消費生活相談窓口の御案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、早めに御相談ください。

消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口につながります。)	
☎188 (いやや!)	
市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。)	
○名古屋市消費生活センター (052)222-9671	○東海市消費生活センター (052)603-2211
○岡崎市消費生活センター (0564)23-6459	○大府市消費生活センター (0562)45-4538
○一宮市消費生活相談窓口 (0586)71-2185	○知多市消費生活センター (0562)36-2688
○瀬戸市消費生活センター (0561)88-2679	○知立市消費生活センター (0566)95-0195
○知多半田消費生活センター (0569)32-2444 <small>(半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)</small>	○尾張旭市消費生活センター (0561)53-2111
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課) (0568)85-6616	○岩倉市消費生活センター (0587)37-7867
○海部地域消費生活センター (0567)23-0150 <small>(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)</small>	○豊明市消費生活センター (0562)85-3712
○碧南市消費生活センター (0566)41-3311	○日進・東郷消費生活センター (0561)56-0039
○刈谷市消費生活センター (0566)91-1195	○清須市消費生活センター (052)325-5151
○豊田消費生活センター (0565)33-0999	○北名古屋消費生活センター (0568)22-1111
○安城市消費生活センター (0566)76-7749	○みよし市消費生活センター (0561)32-8015
○西尾市消費生活センター (0563)65-2161	○長久手市消費生活センター (0561)64-6503
○犬山市消費生活センター (0568)44-0398	○扶桑町消費生活センター (0587)93-1111
○常滑市消費生活センター (0569)47-6139	○東三河消費生活総合センター (0532)51-2305
○江南市消費生活センター (0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター (0533)89-2238
○小牧市消費生活センター (0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター (0533)66-1204
○稲沢市消費生活センター (0587)32-2594	・東三河消費生活田原センター (0531)23-3818
	・東三河消費生活新城センター (0536)23-6260

愛知県消費生活総合センター		
※平成30年4月から、西三河消費生活相談室は「愛知県消費生活総合センター」に集約しました。		
電 話 番 号	相 談 受 付 時 間	
	消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00